

# 環 境 水 道 委 員 会 記 録 (No. 12)

1 日 時 令和5年10月11日(水)  
午前10時00分 開会  
午前11時32分 閉会

2 場 所 第6委員会室

## 3 出席委員(7人)

委 員 長	富士川 厚 子	副 委 員 長	河 田 圭一郎
委 員	吉 村 太 志	委 員	井 上 秀 作
委 員	本 田 忠 弘	委 員	森 本 由 美
委 員	出 口 成 信		

## 4 欠席委員(2人)

委 員	田 仲 常 郎	委 員	松 尾 和 也
-----	---------	-----	---------

## 5 出席説明員

危機管理監	山 本 浩 二	危機管理室長	右 田 圭 子
災害対策担当課長	田 中 淳 介	防災企画担当課長	大 山 一 成
環境局長	柴 田 泰 平	環境監視部長	作 花 哲 朗
産業廃棄物対策課長	村 上 慈	循環社会推進部長	檜 木 野 裕
循環社会推進課長	原 田 健 二	施設課長	堤 雄 治
処分場整備担当課長	政 德 克 志	消防局長	本 脇 尉 勝
総務部長	岸 本 孝 司	広域連携担当課長	久 保 耕 平
救急部長	山 本 芳 昭	救急課長	大 迫 勉
上下水道局長	兼 尾 明 利	下水道部長	神 野 右 文
下水道計画課長	西 田 桂 三		外 関係職員

## 6 事務局職員

委員会担当係長	梅 崎 千 里	委員会担当係長	中 島 智 幸
---------	---------	---------	---------

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第166号 救急車のない消防詰所での消防と救急をこなす消救車の導入等について	継続審査とすることを決定した。
2	行政視察について	行政視察の事前研修のため、本市での取組等について別添資料のとおり説明を受けた。
3	響灘西地区廃棄物処分場の受入れ制限に係る緩和策について	環境局から別添資料のとおり報告を受けた。

## 8 会議の経過

### ○委員長（富士川厚子君）開会します。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、環境局から1件報告を受けます。初めに、陳情の審査を行います。

陳情第166号、救急車のない消防詰所での消防と救急をこなす消救車の導入等についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。

（文書表の朗読）

本件について当局の説明を受けます。広域連携担当課長。

### ○広域連携担当課長 初めに、陳情の要旨に関連して御説明させていただきます。

まず、消救車についてでございます。全国的な救急出動件数の増加を背景に、ふだんは消防ポンプ車として使用し、救急車としても使うことのできる多目的車として考案され、全国では数都市で導入実績がございます。消救車は、消防車と救急車の両方の機能を持った車両であるため、各種機材の積載スペースが限られるなど、活動上のデメリットがあります。例えば、救急車としては、自動式心マッサージ器など高度な救急資器材が積載できず、救急救命処置に大きな制約が生じます。また、一般の救急車が普通自動車を基に作られているのに比べ、消救車はトラックを基に作られているため、走行中の振動が大きく、傷病者に負担がかかるなどの問題点もあります。

次に、簡易救急車について御説明いたします。簡易救急車は、軽乗用車を基に作られた救急車で、道路が狭い離島や山間地域などで運用されています。全国では数都市で導入実績がありますが、これも消救車と同様、高度な救急資器材が積載できない、走行中の振動が傷病者に伝わる、などの問題点がございます。

次に、本市の救急車の保有状況について御説明させていただきます。

本市では、国が示すガイドラインである消防力の整備指針に基づき、通常は23台の救急

車を運用しております。加えて、救急要請が多発した場合などに活用できるよう、非常用として別途5台の救急車も保有しております。これら合計28台の救急車は全て、救急救命処置を行うための高度な資器材を備えた高規格救急車であります。これらの救急車を、人口、地形、道路事情、救急需要などを踏まえ、市内の消防署や分署などに配置しており、要請があった場合には一番近くにいる救急車を出動させるなど、効率的で効果的な運用を行っております。また、平成11年からは、救急活動を補完するものとして、救急現場に消防車を出動させる、あかきゅうという取組も行っております。これは、心肺停止の傷病者に高度な救急救命処置を行う場合や、階段など多くの人手が必要な場合に、救急車に加え消防車も出動させ、活動の補助を行うものです。ちなみに、これら様々な取組の結果、119番通報から病院到着までの時間が、本市は6年連続で、東京と政令指定都市の21大都市の中で最速となっております。

現在、門司西分署には救急車は配置しておりませんが、このような様々な取組により地域の救急需要には十分対応できていることから、引き続き現状の体制で運用を続けていきたいと考えております。

以上で御説明を終わります。

**○委員長（富士川厚子君）** ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。出口委員。

**○委員（出口成信君）** 陳情者は今足りていないという見解ですけれども、今の話を伺うと十分機能しているんだというお答えなんですけど、足りないと、不足しているなどと思われるところとか、そういう状況というのはどういふときに起こるのかなと。伺いたいんですけど。

**○委員長（富士川厚子君）** 救急課長。

**○救急課長** 救急車が足りないと思われる場面ということでございますけども、一般的に、救急車、今うちでは23台運用しておりますけども、市内に満遍なく適正に配置しているところではございますが、例えば小倉北区とか、陳情者の方は門司なので、門司区の本署のところでは救急車が出たと。そこに次の近いところに行くわけでございますけども、そのときに時間が通常よりもかかるというような場合とか、コロナ禍であれば救急車が結構出ているというような場合に、市民の方というんですかね、要請された方が時間がかかると考えられているのかなと考えております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 出口委員。

**○委員（出口成信君）** 今言われたような同時多発的なこういう事案の場合には、それに対応することがありますので、消救車ですか、先ほど言われたみたいにいろいろな問題点もあるかと思っておりますけれども、消救車、また簡易救急車ですか、検討の余地は必要があるん

ではないかという、そういうところを意見として述べておきます。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君）意見を述べる前に確認をさせてもらいたいと思います。消防車を買う場合には、高規格救急車に比べて値段はどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（富士川厚子君）広域連携担当課長。

○広域連携担当課長 消防車の価格でございますが、一番直近で導入している消防本部によりますと約4,500万円と聞いておりますので、現状の高規格救急車よりは若干金額は高いという状況でございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）どれぐらい高いんでしょうか。高規格救急車は大体幾らぐらいするんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）広域連携担当課長。

○広域連携担当課長 高規格救急車が4,000万円弱ぐらいの金額ですので、700～800万円ぐらいですかね、高いという状況でございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）ありがとうございます。それともう一点、通報してから到着までの時間が最速ということで、私は小倉南区なので、小倉南消防署に近いところに住んでいるので、周りで遅かったということは聞いたことがないんですけども、今要望が出ている門司西分署というところは救急車がないので、何かあったときにほかのところよりは到着時間が遅くなるということは、いろんなデータを陳情者に頂いているんですけども、どうなのかという、連携のことを確認したいと思います。

ほかにも、救急車のない消防詰所というのは、あとどれぐらいあるのかということもお聞かせいただければと思います。

○委員長（富士川厚子君）広域連携担当課長。

○広域連携担当課長 まず、1点目の連携の部分についてお答えいたします。

門司西分署は確かに救急車は配置しておりませんが、さらに南側、小倉北区と隣接していきまして、そこに富野分署というのがございます。そちらには救急車を配置しております。さらに、門司西分署の北側、門司駅のもう少し北になりますが、そちらに門司消防署の本署もございます。そういった形でバランスよく救急車は配置しておりますので、基本的にはそういった体制でカバーしているという状況でございます。

2点目の救急車を配置していない消防署、分署についてでございますが、現在5か所ございます。門司からいきますと、今陳情で出ております門司西分署、それから小倉南区の新曾根分署、それから八幡東消防署本署ですね。ただ、八幡東消防署本署につきましては

数百メートル離れたところにワークステーションがございますので、そちらに救急車を配置してございます。それから、枝光分署、最後に戸畑の大谷分署という状況でございます。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 一つは、すいません、門司西分署についてなんですけれども、富野と門司消防署があるということで連携は取れているということなんですかね。訓練とかもちろんカバーするということが通常されているのでしょうか。

それと、救急車の配置されていない分署が5か所ありましたけれども、そこについてはそういう連携というのは日頃から想定していろんなことを訓練しているのか、すいません、お聞きしたいと思います。

**○委員長（富士川厚子君）** 救急課長。

**○救急課長** 小倉北区の富野と門司消防署との救急隊の連携でございますけれども、基本的には活動要領については北九州統一のものをやっております、実際には近隣の救急隊との合同訓練をやったりとかもしているところもございます。ただ、そこそこで隊が代わっても連携した活動ができるように、活動についてはそういったものを設けておまして、それについて日々訓練をやっているというところでございます。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 今、全部合わせての現状ということで、どこもそういう訓練をしていますし、私も大きい道路のところに事務所があるので、結構、1つのところで何かあったらいろんなところから飛んでくるというか、そういうのはされているんだなと思います。ただ、門司西の地元に住んでいる方たちの声というのは確かにあると聞いておりますので、そのところは、こういったことを説明して安心していただくということは必要ではないかと思っておりますけれども、そういったことはやっていただけるのでしょうか。ちゃんとカバーできているということを、今陳情が出ていますけれども、そのところは地元の方に安心していただくということは必要だと思うんですが。

**○委員長（富士川厚子君）** 救急課長。

**○救急課長** 個別に門司西管内の方にそういった話は特段やってはいないところでございますけれども、市民と接する場においては、先ほど申し上げたとおり、消防車が来ますよってということも、救急を呼んだときに何で消防車が来るんだという市民の方もおられまして、そういったことも併せて説明をするようには地域の方にはしておりますので、今後も引き続き、救急車がない管内の方にも御安心いただけるように、適切に広報してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** 今年は通常どおり、各区で消防訓練ですかね、防災訓練があると聞

いていますので、そういうときでも、そういったこともですね。救急車がない分署でも安心していただけるという、口頭で言わなくても資料とか、そういったことを発信していただければなということ要望して、終わりたいと思います。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、本日の所管事務の調査に関係する職員を除き退室願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

本委員会の行政視察について、所管事務の調査に資する取組を行っている都市に視察を行うこととしていますが、この視察が実りあるものとなるよう事前研修を行います。

それでは、神戸市の、下水汚泥から回収したリンを肥料として再利用する取組、及び南海トラフ地震を含む地震対策について、京都市の、防災体験学習の取組について、仙台市の、製品プラスチック回収の取組についての参考とするため、本市での取組等について執行部から説明を受けます。

それでは、説明をお願いします。下水道計画課長。

**○下水道計画課長** それでは、下水道資源の有効利用、肥料化の取組について御説明さしあげます。タブレットに収納されている資料を御覧ください。項目に沿って御説明さしあげます。

まず、1、国内の肥料をめぐる現状と目標について御説明さしあげます。

資料1-1を御覧ください。農業に必要不可欠な肥料は、その原料の多くを海外に依存しております。そのため、国際市況や原料産出国の影響を受けやすい状況となっております。上段の表は、肥料の輸入状況と国際価格の変動を示しております。

資料1-2を御覧ください。こうした状況から、国では、国民の食料安全保障を確保するため、2030年までに堆肥、下水汚泥資源の使用量を倍増するという目標を立てております。

続きまして、2、本市の取り組み状況を御説明します。

資料2の左側を御覧ください。本市では現在、2つの取組を進めております。一つは、地元企業である日鉄エンジニアリング株式会社と共同で、鉄の製造過程で生じる副産物のスラグと下水汚泥を組み合わせてリンを回収する技術の研究でございます。全国初めての試みで、国の下水道応用研究を活用して現在進めております。2つ目は、燃料化物の肥料

利用でございます。日明の汚泥燃料化センターで製造される燃料化物は、窒素やリンなどの肥料成分が非常に豊富で、年間を通じて安定的に製造される上、粒状で、運搬、貯蔵性などの取扱い性に優れております。こうした特徴を生かしまして、燃料化物を新たに肥料として利用する試みでございます。

次に、理解促進、PRについて御説明さしあげます。

資料2の右側を御覧ください。下水道資源の肥料化につきましては、できた肥料を使用していただくため、市民や農業関係者の理解が不可欠でございます。そのため、下水道資源活用の実証フィールド、それから理解促進、PRの場として、総合農事センターと日明浄化センターにおいて試験栽培を現在行っております。総合農事センターでは、リン回収したスラグや燃料化物を用いて大葉シュンギクを栽培して、肥料の有効性を確かめていきたいと考えております。また、日明浄化センターでは下水処理水を用いましてサツマイモを栽培しており、今月、地元の高校生の循環型社会の学習に活用する予定でございます。さらに、日明浄化センターでは地元団体と共同で下水道資源を使用したホップの栽培にも取り組んでおりまして、7月に小学生を対象とした親子ふれあい教室で環境学習やホップの収穫体験を行っているところでございます。そして、収穫したホップは上下水道資源を活用したじゅんかん育ちの地ビールとして、市内のビール会社が9月30日に発売しております。限定2,000本ということで、9月30日に販売を開始しましたが、ほぼ完売と聞いております。

下水道資源の肥料利用を進めるに当たりましては、コスト、重金属などの安全性に対する懸念、臭い、農業関係者や消費者の理解、地域内の需要や販路など、多くの課題があります。このような課題に対しまして、今後の展開方策としましては、まずは肥料登録、それから、登録した肥料を使用して試験栽培を行い、品質や安全性を検証し、下水道に対する負のイメージを払拭して、農業関係者との信頼関係を構築していきたいと考えております。さらには、配合肥料として販路展開に取り組み、最終的には北九州発のSDGsの肥料の実用化を目指してまいりたいと考えております。

本日、上下水道局総務経営部長の机の上に、スラグを用いたリン、それから汚泥燃料化物を利用した肥料、そしてじゅんかん育ちの地ビールKITAKYUSHUダブリューを展示しております。参考に見ていただきたいと思っております。

次に、神戸市の取組でございます。資料3は、神戸市より提供いただいた資料でございます。神戸市では、資源循環、こうべ再生リンプロジェクトを進めております。これは、下水道からリンを回収し、資源循環を行う取組でございます。神戸市では、回収したリンをこうべ再生リンとして肥料登録し、さらに、JAや農業関係者と共同でこうべ再生リンを配合した地域循環型肥料を展開し、現在、こうべハーベストという名前で市内の農家に流通しております。神戸市の取組の特徴として、市民や農業関係者の理解促進が重要と考

えており、資料3-5にありますように、神戸っ子SDGsプログラムやワイン用のブドウで試験栽培、酒米用の肥料の販売など、新たな取組を展開させているところでございます。

最後に、下水道資源の肥料化における神戸市と本市の比較を御説明いたします。

資料4を御覧ください。神戸市では平成23年度からリン回収に取り組んでおり、方法は、消化汚泥にマグネシウムを添加し、リン酸マグネシウムとして回収する、いわゆるMAP法というものとなっております。一方、本市においては、地元製鉄所で発生する副産物であるスラグを用いまして、消化汚泥を脱水した際に発生する分離液からリンを回収する技術となっております。本市の特徴としましては、安価な材料でシンプルなプロセスでリンを回収する仕組みとなっております。神戸市では、10年以上、下水道資源の肥料利用において様々な取組を進めており、本市においても大変参考になると思っております。我々も神戸市の取組を勉強しながら、本市ならではの肥料化の取組を進めてまいりたいと考えております。以上になります。

**○委員長（富士川厚子君）** 災害対策担当課長。

**○災害対策担当課長** 神戸市危機管理センターの行政視察につきまして、センターの概要及び本市の災害に強いまちづくりへの取組について御説明申し上げます。

資料につきましては、表題、災害に強いまちづくりへの取り組みについて（南海トラフ地震を含む地震対策）を御覧ください。

まず、神戸市危機管理センターにつきまして、神戸市では、阪神・淡路大震災の後、集約的な防災拠点の必要性が問われたことから、市役所に隣接する土地にセンターを建設し、2012年4月から運用を開始しております。1階から2階に危機管理室、3階から4階に消防局、6階から8階に建設局が入っております。1階には防災展示室がございまして、市民の防災意識や地域防災力の向上、震災教訓の発信を目的とした身近なリスクを学べる防災学習拠点となっております。防災グッズ、耐震・家具転倒防止機器、防災訓練などを紹介しております。また、1階には、緊急時に災害対策本部が設置される本部員会議室、2階には、災害情報を収集し、市民への情報伝達を行うオペレーションセンターを配置しております。

次に、法令上の位置づけとしまして、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されております。今回の視察先である神戸市も同様に指定されております。

本市の取組についてでございますが、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画、県発表の地震に関する防災アセスメント調査や津波浸水想定を踏まえまして、想定される災害の規模や被害想定、推進計画を地域防災計画に定めております。防災ガイドブックや出前講演等を通じて、想定される災害や日頃からの備え、避難のタイミング等、防災に関する

情報を市民の皆様へ周知しております。また、地震や津波時に開設する予定避難所について、耐震性能の有無、津波の浸水範囲や深さを考慮して選定しております。表示板に地震や津波に適応した施設である旨を明記しております。津波が発生した際の避難の目安とするため、予定避難所へ海拔を表示しておるところでございます。実際に津波が発生する危険性がある場合には、防災スピーカーや津波フラッグにより避難を呼びかけることとしております。防災スピーカーは、津波による浸水が想定される沿岸部に55基を設置しております。国のJアラートと連動させることで、津波発生時の危険性を沿岸部の住民や来訪者に知らせ、即座に避難を呼びかけることとしております。津波フラッグにつきましては、海水浴客等へ津波発生時の危険性を知らせるため、海水浴場の管理者にお配りして運用の協力をお願いしているところです。津波発生時の危険がある場合には旗を振っていただいて、海水浴客等に伝達することとしています。

以上でセンターの概要及び本市の災害に強いまちづくりへの取組についての説明を終わります。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 防災企画担当課長。

**○防災企画担当課長** 京都市市民防災センターについて御説明させていただきたいと思っております。

京都市の市民防災センターは、災害時に不可欠な防災知識や行動を、見る、聴く、触れる、感じることで学べる防災体験施設であり、1995年、平成7年9月から開設しております。主に次の疑似体験を京都市市民防災センターでは行っております。震度7までを疑似体験し、地震発生時の対処法として日頃の心構えを学ぶ地震体験室。大型モニターに映し出される火災を訓練用消火器で消す消火訓練室。都市型水害をテーマにした4Dシアター、迫りくる地下街の恐怖。土砂災害の危険性とメカニズムを学び、リアルシアターで土砂災害の様子を迫力ある映像で体験する土砂災害体験コーナー。このほかにも多彩な体験コーナーが設けられており、子供でも楽しみながら災害について学習できる施設となっております。

続きまして、本市の取組事例について御紹介させていただきます。

体験型の防災啓発としましては、学校や地域などへの地震体験車の派遣、小学3年生を対象にした「消防士さんといっしょ」事業での煙体験や消火器訓練などに、令和4年度は約1万3,000の方が参加しております。また、今年の12月には、子供とその親世代をメインターゲットとした北九州市防災フェスタを開催し、消防局や自衛隊等による特殊車両展示や防災訓練の実演、NPO団体による遊びながら防災を学べるイベントなど、防災を体験できるイベントを実施する予定となっております。

防災啓発事業としましては、市民の防災意識の向上や災害の知識を高めるため、令和3年度に防災ガイドブックを全戸配布しているところです。また、出前講演や災害図上訓練

の開催、市政だより、市ホームページによる情報発信を実施しております。東京大学の片田先生に監修をいただき、地域防災力向上のため、住民主体の地区防災計画の策定支援を行う、みんなde Bousaiまちづくり推進事業を実施しており、地域での主体的な防災活動を促進し、自然災害による死者ゼロを目指し、計画の策定を支援しているところでございます。

センターの概要及び本市の災害に強いまちづくりの取組についての説明は以上となります。

**○委員長（富士川厚子君）** 循環社会推進課長。

**○循環社会推進課長** 最後に、製品プラスチック回収の取組について御説明いたします。

資料を御覧ください。

まず、本市の取組でございます。1、製品プラスチック回収の概要です。令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律で、市町村は製品プラスチックの分別収集等に努めることとされております。そこで、本市では、令和5年10月から、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に回収する、プラスチック資源一括回収事業を開始したところでございます。なお、一括回収の実施は、政令指定都市では令和5年4月に開始した仙台市、京都市に続き3番目となります。

次に、2、本市の一括回収の概要です。開始時期は、10月に入って最初のプラスチックの回収日からとなります。10月2日の月曜日回収の地域からスタートして、市内全ての地域で回収をしております。1つ飛びまして、3、内容は、市民の皆様が週に1回、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に緑色の指定袋に入れて資源化物ステーションに出していただき、市が回収するものです。4、収集するものは、従来から収集している①容器包装プラスチック、②製品プラスチックのうち、プラスチックだけでできているもの、1辺の長さが50センチ未満のもので指定袋に入る大きさのもの2つの要件を満たすものが収集対象となります。具体的には、バケツや洗面器、ハンガー、歯ブラシなどです。先週、各地域の資源化物ステーションを見て回りましたが、指定袋の中に、プラスチック製の籠であるとか子供用の小さなプラスチック製のバットとか、そういったものが入っているのが確認されております。収集見込み量は、年間1万トンを見込んでおります。そのうち、製品プラスチックは年間1,500トンを見込んでおります。

次に、3、本市のプラスチック処理施設についてです。1、受託事業者は、市内企業の株式会社ビートルエンジニアリングです。2、施設所在地は、若松区響町一丁目エコタウン内にあります。3、処理の特徴は、光学選別機をはじめとする最新機器を導入しており、効率的な処理を行っております。一番下に処理の流れを記載しておりますけれども、まずは収集した指定袋を破る破袋、プラスチックの重さにより選別する比重選別、光学選別機で素材ごとに分ける光学選別、手処理で不適物を取り除く手選別、最後に、プラスチック

クを圧縮してベールにする圧縮の工程の作業を行っております。令和5年度の再商品化は容器包装リサイクル協会に引き渡し、令和6年度以降は、国から再商品化計画の認定を受け、独自に処理する予定となっております。ちなみに、処理施設が稼働して10日ほどたちますけども、順調に処理が進んでいるところでございます。

続いて、資料の2ページを御覧ください。仙台市におけるプラスチック処理についてです。本市と仙台市の主な違いについて御説明します。

本市では、製品プラスチックの分別基準は大きさが50センチ未満のものを収集対象としておりますが、仙台市では30センチまでとなっております。また、再商品化方法は、仙台市が国の再商品化計画の認定を受け、以下に記載の処理施設で中間処理から再商品化までを一体的に処理しており、ペレット、フラフといったものに再商品化するなど独自の処理を行っているところでございます。

以上で私からの説明は終わります。

**○委員長（富士川厚子君）** ただいまの説明は行政視察のための事前研修ですので、委員の皆様は執行部に対する意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思っております。当局は、答えられる範囲で結構ですので、答弁をお願いいたします。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

それでは、質問はありませんか。森本委員。

**○委員（森本由美君）** 参考までにお聞きしたいのが、本市のプラスチック一括回収のこともなんですけれども、仙台は仙台で視察をすることで、今うちのほうが始まって、本田委員も前言っていましたが、私もどれが容器包装プラスチックなのか、出していいのかというのがなかなか難しいので、その周知をしていただきたいと強く思いました。というのが、私、製品プラスチックの例ということで歯ブラシが出ているんですけど、歯ブラシ、プラスチックで既に出していたんですよ。だから、今まではそれが駄目ってことなのかというので、今初めて知ったということで、今までやってきたことも間違っていたということもありますし、今度これから出せるもの、出せないもののほうが少なくなるんですけど、その辺を周知していただかないと、本当にこんがらがるといえるのか、難しいなど。これだけに時間をかけるわけにもいかないですからね。

あと、女性でこの話をしたときに、例えばレトルトカレーとかの容器だったら、水洗い程度で出してくださいっていいですよっていつも勉強会で環境局の方が言われるんですけども、例えば水曜日からやっていて、次はうち火曜日なんですけど、1週間それを置いとくというのが汚いというのか、虫が来るというのか。水洗い程度でいいってことじゃなくて、ある方なんか洗剤で洗ったりとかしていたんです。それって本末転倒じゃないですか。だから、その辺ももうちょっと、本当に困っている市民とか、それだったらもういいやってことで家庭ごみで出している人も、今後もある一定の数はいると思うので、その辺

の丁寧なアドバイスをしていただけるとすごくありがたいと思っているんですけども、そういうところは今後どうなっていくのかってことをお聞きしとけば、仙台市にも聞けるかなと思っています。

それと、もう一つお聞きしたいのが、施設内での処理内容で、光学選別というところで、回収するものはプラスチックだけでできているものだと思うんですけど、それをまた素材を選別するというところの意味が分からなかったのが、教えていただきたいと思います。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 循環社会推進課長。

**○循環社会推進課長** 今回から製品プラスチックと容器包装プラスチックを一緒にやりますので、ある意味、プラスチック100%であれば基本何でもいいということで、大丈夫と思います。そういった周知もしたいと思います。例えば、おっしゃった歯ブラシであるとか、以前であればストローとか、ああいうのも容器包装ではないので、厳密に言うと駄目なんですけども、やっぱり入れている方もいらっしゃるのも分かっております。だから、そこはNGじゃなくて今後はオーケーになりますし。例えば、クリーニングの服のカバー、あれは実は容器包装じゃなくて、あれは駄目なんですけど、今後は入れていただくのも問題ないということなので、逆にシンプルになりますので、そういったシンプルになった仕組みの中で、市民の皆様にはしっかりお伝えする努力というのは、引き続きやっていきたいと思っています。

それともう一つ、処理施設の光学選別なんですけども、プラスチックもいろいろ素材がございまして、例えばペットボトルはあれだけでやるんですけど、いろんなものが製品プラスチックとか容器包装プラスチックの場合は入っていますので、可能な限り素材ごとに分けることで、要はマテリアルリサイクルがしやすくなりますので、この工場の中では、PP、ポリプロピレン、それとPE、ポリエチレン、この2つの素材に分けられるものは分けて、それ以外のプラみたいな形にして、できるだけそういうふうには不純物というか、混じらないようにしてリサイクルに回す。そういう仕組みを実施しております。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** もちろん、市政だよりも載せていたと思うんですが、細かいものとかそういう、やっぱり不安に思っている市民もいると思うので、その辺を、ホームページのトップでもいいですし、もっと大々的にしていただけたら回収率も高まるんじゃないかなと思うので、そこをお願いしたいと思います。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございせんか。出口委員。

**○委員（出口成信君）** ちょっと伺いますけど、製品プラスチックでモバイルバッテリーの発火事故というのがありますよね。それが人的被害が及ばないような対処、どういうことがやられているんですかね。

○委員長（富士川厚子君）循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 まずはそのようなものが袋の中に入らないようにということが一番大事なので、今年の7月から充電式電池であるとかそういったものの拠点回収のところを強化しています。市内の市民センターなど88か所に新たに回収拠点を設けて、そちらに出してくださいということで今、そこに入れたい受皿をつくっているのがまず一点。それと、施設側、そうはいつでもやはり入ってきますので、それを火災にならないようにするためには、それぞれの処理工程のところには火災報知機であるとかスプリンクラーとかそういったものを設置して、発火を感知したときにすぐに消火できるような、そういう設備に今なっております。以上です。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）発火する場所というのは、どこが一番。

○委員長（富士川厚子君）循環社会推進課長。

○循環社会推進課長 まず、破袋のところなんです。袋を破るために破袋機を通します。入り口からガリガリガリって入っていくときに歯ががんと当たって、カーンで発火して、その後、ベルトコンベアで上がるところで火が出たりとかということになります。そこが一番多くなります。以上です。

○委員長（富士川厚子君）出口委員。

○委員（出口成信君）そこから人的な選別のところまではかなりあるので、そこで被害がそっち側には及ばないということですね。分かりました。以上です。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございませんか。

ほかになれば、以上で行政視察の事前研修を終わります。

なお、視察終了後に本委員会において、視察内容について委員間での意見交換を行い、所管事務の調査の委員会報告書に反映させていく予定ですので、よろしくお願ひします。

今回、上下水道局でスラグ等を持ってきてくださっていますので、今から職員の方の退室の際、委員の方、興味がある方、そちらにぜひ見に行ってくださいと思います。

以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に係る職員を除き退室を願ひます。

（執行部入退室）

それでは次に、環境局から、響灘西地区廃棄物処分場の受入れ制限に係る緩和策について、報告を受けます。施設課長。

○施設課長 それでは、響灘西地区廃棄物処分場の受入れ制限に係る緩和策について御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。1、処分場の受入れの現状について御説明いたします。

本市の廃棄物処分場では、現在、年間約18万トンの廃棄物を埋立てしており、内訳は、

市の焼却工場の焼却灰など市に処理責任がある一般廃棄物が年間6万トン、市内の中小企業が排出した産業廃棄物が12万トンとなります。産業廃棄物12万トンのうちおよそ半分が、市外で発生した廃棄物を市内の中間処理業者が処理したものです。また、産業廃棄物12万トンのうち、搬入量の多い上位5社が全体の3分の2を占めています。搬入者全体では約700社あります。

次に、2、7月の委員会報告の要約です。7月の委員会では、現行の処分場は、このままのペースで埋立てした場合、令和8年度末で満杯となること。一方で、整備中の次期処分場は完成が5年間遅れるため、現行処分場の延命対策が必要となること。このため、現行処分場では来年度から産業廃棄物の受入れを制限することとし、搬入者に対しては丁寧な説明を行っていくことを御報告させていただいたところです。

3、搬入者等への説明状況です。市としては、委員会への報告後、搬入事業者や業界団体などを訪問してきました。主な意見としては、市の状況はおおむね理解した。リサイクルを検討する。猶予期間が欲しい。ほかの処分場、特に隣接するひびき灘開発の民間処分場へ搬入できるよう市から調整してほしい。経営の悪化が懸念されるといった御意見でした。また、業界団体からは、市の延命対策を再考してほしいとの要望書の提出がありました。

こうした業界の御意見や御要望を踏まえた、4、緩和策です。まずは、(1)現行処分場への搬入です。産業廃棄物は令和6年4月から受入れを停止することとしていましたが、搬入者の猶予期間を延ばすため、令和6年度に限り、令和2から4年度実績の年間最大搬入量まで受入れを継続することにします。ただし、1社当たりの上限は5,000トンまでとさせていただきます。なお、この緩和策を実施した場合、現行処分場の余力はなくなります。

次に、(2)他の処分先についてです。本市から市内全ての最終処分業者に対して、産業廃棄物の受入れの協力を依頼しています。特に、ひびき灘開発の民間処分場で現在受け入れている品目については、その全量を次期処分場が完成するまでの間、受入れしてもらえよう現在協議中です。ただし、同社の民間処分場では、将来の管理が困難になる可能性があるなどの理由により、政令13号廃棄物などの安定化処理物をはじめ、一部の廃棄物を受け入れておりません。市としては、これらの廃棄物の新たな処分先や再生利用方法の検討に関して、丁寧に情報提供するなどの支援を行ってまいります。

なお、2ページの別紙1にこの緩和策を実施した場合の搬入量イメージ図を、別紙2にひびき灘開発が運営する民間処分場の位置をそれぞれ添付しておりますので、後ほど御確認ください。

以上で報告を終わります。

**○委員長（富士川厚子君）** ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。井上委員。

**○委員（井上秀作君）** 次期処分場の計画が随分遅れてしまったからこういう状況になっていると理解しているんですけども、そもそも次期処分場が遅れている理由というのは何なんですかね。

**○委員長（富士川厚子君）** 処分場整備担当課長。

**○処分場整備担当課長** 廃棄物処分場なんですけども、現在、北側に安定型の処分場、南側に管理型の処分場が計画されておりまして、令和4年度から、その間の中仕切り護岸というところの整備にかかっておりました。管理型の遮水工事を令和4年度からスタートしたところでございます。令和4年度の前の令和3年度に実施設計ということをするわけなんですけども、その際に、今後工事を発注するに当たっての工事量とか残事業費が判明いたしました。そこで大幅な増こうということが判明したんですけども、分析をしましたところ、ウクライナにロシアが侵攻して以降、急激な物価上昇、これが全体の6割を占めております。それから、東側から波が入ってくるということで、矢板を打って遮水構造にするわけなんですけども、矢板を打った後に両サイドを石で山を作って固定するわけなんですけども、矢板を打った後に石を入れるまでの間、非常に不安定になるということで、その補強対策、そういったところで事業費が増えたということで分析をしております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** そもそもこの計画というのは、今ウクライナの話とかが出ていたけれども、平成26年か平成27年かぐらいから計画は進めていたと思うんですよ。ウクライナは最近の話ですけども、平成26年から、ずっとこれどんどんどんどん遅れていつて今そういう状況になっていると。平成26年当時、計画をつくった段階から、この波が荒いことなんかも分かっていたことですし、ウクライナも、それがなくても、私はこれは随分遅れているなどは思っていたんですけども、そのあたりの計画の遅延についても理由を聞かせていただけますか。

**○委員長（富士川厚子君）** 処分場整備担当課長。

**○処分場整備担当課長** 当初、平成26年度は、遮水構造が、今までの既存の響灘西地区とかで採用しております防水シート、これを二重に張る計画にしておりましたけども、平成30年度に事業再評価を行いまして、その際に、現在採用しております鋼矢板、これを二重に施工するという工法に変更しております。したがいまして、平成30年度が基本的に考え方が現状の計画に見直された直近ということで、平成26年度から若干内容が変わってきているというところがございます。それで、平成30年度、それから現在の、直近でいいますと令和5年度ですけども、鋼材の単価が142%増というような話もございます。石材もそれぐらい上がっているというところがございます。それで、護岸工事なんですけども、残事

業費の残り9割が管理型の処分場というところで、ほとんどが遮水構造の工事ということになります。遮水工の総延長が1,800メートルぐらいありまして、それが二重に矢板を打っていないといけないということで、非常に鋼材の量も多いと。それから、石材も非常に多いというところがありまして、遮水工事全体の工事量の約7割を材料費が占めております。そういったところで非常に影響が大きいということになってございます。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）平成26年から平成30年までの間に工法の変更があったということですが、5年間もかかったんですか。政令か法律か、何かそんなので工法を変更しろというふうな、そういった指針が示されたか何か、そういうことがあって5年もかかって工法の変更ということになっているんでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）処分場整備担当課長。

○処分場整備担当課長 ガイドラインが変更になったのは平成20年度ぐらいですね。国のガイドラインが見直されたのはそれぐらいになるんですけども、スタートは平成26年度で、現地の着工が平成29年度になります。それで、その間に基本設計とかをやっているんですけども、その際に国の適合性確認という審査があります。それをするに当たって委員会を開いて、外部の有識者の方、そういったところの意見を踏まえて工法が見直されたということになります。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）平成20年に国からそういった指針が出されておきながら、平成26年から、要は国の指針には及ばない程度の工法で設計をしてきて、でもやっぱり駄目だったと。当然のように、平成20年度に国から出された指針によって平成26年から設計をしていくべきだったと。それをやらずに、やっぱり駄目だったねと。国の基準をクリアできなかったねということで、平成30年から別の方法でっていう話になったとするんだったら、この5年間の設計をやってきたということは一体何だったのかと。何でその平成20年の国の指針が出た時点で、どこのコンサル会社、私も昔、建設コンサルだったんですよね。当然、国の指針が出れば、それに合わせた設計を私たちはしていました。じゃないと、後で国からいちゃもんをつけられても困るからですね。ですから、当然のように平成26年からそれで基本設計していくべきだったんじゃないかなと思うんですけども、一体何で平成20年のに準拠した設計をやらなかったのかというのがちょっと疑問なんですよね。で、今になって、設計が変更しました、ウクライナがどうしましたこうしましたと言われてもですね、いや、その説明はもういいです。

こんなことを言ったらあれですけど、私は行政側のそういった事業の進め方には、今回かなりかしがあったと思っています。かしがあったと思っています。もちろん、依

頼っていた建設コンサルがどこか知りませんが、そこもそういったことも当然頭に入れた上で様々な設計とかをやっていたらいけなかったのに、それに対してもしかしがあったなと思っている。そのかしのせいで今回の受入れが全然できない状況になっているということと、今後取りあえず暫定的に5,000トンまで受け入れますと言っていますけれども、現在ここに、現行の処分場に受け入れられている量を考えたときに、私がぱっと見たところ、A社は年間処理量が4万トンであったりB社は2万トンであったりC社は1万2,000トンであったりするんですけども、5,000トンしか受け入れられないということになったら、今のまんまでは、この3社はやっていけないんじゃないかなと思うんですね。今、いろいろ代替措置みたいなのが御説明の中にはありましたけれども、それができない、仮に代替措置を取ったとしても多分5,000トンぐらいが限界なのかな。そうすると、こういった会社群、ほかにもあると思うんですけども、こういった会社群は事業をやりようがないというのが私出てくると思うんですよね。ですから私としては、それなりの何らかの対応を取っていただきたいと思うんですけどもですね。ほかのところを受入れ、特にひびき灘開発を受入れをこれから要請していくことによって、そこがうんと言ってくれば上限5,000トンでなくてもやっていけるという判断でよろしいんですかね。

**○委員長（富士川厚子君）** 施設課長。

**○施設課長** ひびき灘開発の処分場が、今の電源開発の土地を利用してひびき灘開発が運営する予定としておりますが、来年度は、市の西地区処分場が5,000トンですんで、それを超えた分はどちらかに持っていただくことになるんですが、現在、ひびき灘開発の処分場で受け入れられないという品目が幾つかございまして、そちらについてはひびき灘開発以外の処分場を御紹介したいと思っております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** まず、ひびき灘開発という会社は、私の理解ではたしか第三セクターだったと思うんですが、多分ここに入れるのが、政令13号廃棄物が入れられないということですね。そもそも政令13号廃棄物がひびき灘開発に入れられないという理由がね、そこをひびき灘開発と少しネゴシエーションしていただければかなと私は思うんですよね。もともと13号廃棄物、安定化処理物とか廃プラとかごみくずとか廃石こうボードとか、そういったものは害が出ないように中間処理をして、それから廃棄をするような状況だと思うんですけども、その政令13号廃棄物の受入れをひびき灘開発にやってくれっていうことをまずお願いしてみるべきではないかと。ひびき灘開発の隣に電源開発の土地があると。土地というか、埋立地があるんでしょうけれども、その埋立地に何とかそれをですね、私が聞いている話では、政令13号廃棄物の処理基準よりもさらに厳しい処理基準をひびき灘開発は設けていると伺っております。要は、ここはあくまで会社なんで、多分会社独自の基準みたいなのがあって、それが非常に厳しいと。それはいいことなんですよ。厳しい

ということは、より公害度が低いということだと私は理解しておりますので。であるならば、ひびき灘開発並びにその隣に電源開発の土地があるということですが、ここに捨てさせていただくことができたならば私はこれはいくくではないかなと思うんですけど、今後も粘り強くそこは話を続けていただけるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

**○委員長（富士川厚子君）** 施設課長。

**○施設課長** 現在、西地区処分場の横にひびき灘開発の処分場である西部処分場というのがあるんですけど、こちらはもういっぱい、ここには搬入することはできないという状況でございます。そのまた横に、電源開発の土地になるんですけど、こちらを今ひびき灘開発が運営しております。ここを運営しているんですけど、土地としては電源開発の土地でございます、将来的にも跡地の利用をするのが電源開発なものですから、我々どもも今までひびき灘開発と電源開発の両方に、13号廃棄物も含めて全量を受け入れてもらうようお願いしておるんですが、なかなか今のところ跡地利用という観点で非常に厳しいという御意見をいただいております。また再度、協議には行きたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 循環社会推進部長。

**○循環社会推進部長** ただいまの課長の答弁を補足させていただきますと、私ども、御指摘のとおり、市内の中小企業の方々の産業活動をお支えすると。ごみ処理を通じて支援するというので、これまで処分場なり焼却工場の余力の範囲内で受入れを行ってきました。そういったところ、この処分場が令和8年度で今のが満杯になると。次にできるのが令和14年度に開設予定と。5年間どうするかと。こういった事態は、私ども市制60周年で今まで経験したことのないケースでございます、私どもも今まで、処分場のひっ迫状況であるとか、それから市内の企業の皆さんをお支えする、おこがましいですけど、そういった考え方。それから、一般廃棄物の処理は私どもの責任で法律で決まっている。産業廃棄物はもともと排出者の方の責任。ましてや、今の処分場が市民の方のごみ以上の産業廃棄物が入ってきているという状況。それから、あと5年間何とか延命化せないかん。それから、代替えの処分場がない。そういった観点、いろいろいろいろこれまでも検討してまいりました。今回、私どもが当初、令和6年度から全ての産業廃棄物の受入れをやめると。これも非常に御負担を強いるものと思っております。業界の皆様のお話を聞いて、緩和策を今日報告してもらいましたが、この緩和策でも企業の皆様には非常に御負担を強いるということは重々承知しております。本日、井上委員からも御提案いただきましたけど、課長も申し上げましたが、電源開発とHKK、これまでも協議してきましたけど、いま一度話をしてみたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 井上委員。

○委員（井上秀作君）では、その話合いは今後も進めていただいて、話合いの進捗状況等についてはまた改めて私に御報告をいただければと思っております。

2点目です。ひびき灘開発だけではないですよ。北九州には最終処分場を持たれている会社はほかにもあると思います、スカラベサクレさんとかですね。ただ、キロ当たりの単価が、現在の響灘西地区処分場に比べると約倍ぐらいの値段がかかりますよね。ここと交渉して、今回こういう緊急事態でもあるので、もちろん相手は民間の会社ですから、値段を軽々に下げるといようなことは言わないとは思いますが、たしか響灘が7.7円でスカラベサクレが14円ぐらいですよ。例えば、スカラベサクレに少し安くしていただいて、響灘西地区の処分場にかかっているお金との差額分をですね、今回港湾空港局も、実際に私今思うに、港湾空港局の埋立ての計画に、市側もしくは市が発注したコンサル側、いろんなどころにかしがあったなどは考えるので、弁償するといったら変な話ですけど、何らかの助成金みたいなものをここに出すことによって、何とかこの5年間、今ある産業廃棄物をそういったところに受け入れてもらうという交渉もこれからできないか。また、当然、市で助成を出して処理をするということになると、北九州市役所側の財政とか市長とか、そういった方々との話合いも必要になってくると思うんですけども、そういった話もこれから進めていただきたいと思うんですね。

私がなぜこれを言うかということ、実は産廃はおっしゃるとおり、処理は排出者の責任なんです。だから、ここで駄目だったら別のところに持って行ってくれっていう話になるんですけども、うちは今、武内市長が企業誘致を相当やっていますよね。その中で、例えば半導体のファウンドリを誘致したいというのが、この間、県の要望か何かで私見たんですけども、ファウンドリの誘致ということは製造するところの誘致です。設計会社を誘致するんだったらごみも出らんでしょうけど、ファウンドリを誘致するってなったら当然産廃も出てきます。ある企業を誘致するときに私が申し上げたのは、北九州というのは廃棄物の処分関係についてもほかの都市に比べたら非常に設備が整っているということも申し上げて、これは企業誘致の非常に大きなアドバンテージになると私は思っているんですよ。ところが、今回、このアドバンテージもなくなる。既存の受入れすらもできなくなります。すいません、それはどっか別の町に持って行ってくださいってなって、じゃ、北九州でする必要ないじゃんっていう話になって、企業も来ないんじゃないかって思うんですよ。

だから、そういったことも含めた上で、今市内にある民間最終処分業者に対して、当然、値引き交渉はしていただかないといけない。こういう緊急事態ですから、今回については北九州市に少し協力をしていただきたいと。そして、かといってこれが倍ぐらいするのが半額になるとは私も思いませんので、足りない部分については市長なり港湾、今回遅れたのも港湾空港局の責任というのも私はないとは言えないと思っているので、そういったと

ころが何らかの助成金を出すことによって何とかこの何年間をしのいでいく。こういったこともこれから進めていただきたいなと思うんですが、このあたりの交渉はやっていただけるでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）施設課長。

○施設課長 民間処分場の受入れに関する料金なんですけど、こちらはやはり民間事業者である最終処分者自身が定めております。我々としては、まず隣接するひびき灘開発に全量を受け入れてもらうように交渉しておりまして、こちらは差額としては400円ということで、こちらをまず、受け入れられる品目については全量受け入れてもらうように交渉しているところでございます。ほかの民間処分場については、やはり産業廃棄物については排出者の責任ということがございまして、事業者の方には大変御負担をおかけして非常に心苦しいんですが、こちらについては市の助成は難しいものと考えております。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）環境局もなかなか予算もないでしょうし、難しいでしょうけど、港湾空港局さんはどうなんですかね。

○委員長（富士川厚子君）処分場整備担当課長。

○処分場整備担当課長 港湾空港局は整備のほうで一生懸命頑張るしかないと思っています。助成金の話は今日初めて聞きましたので、また上司には報告したいとは思いますが、港湾空港局としてできることはコスト縮減に努めるということだけだと思っています。コスト縮減を図ることによって一日でも早く整備を完成したいと思っています。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）これはコストかけたらできるってということですか、5年遅れずに。

○委員長（富士川厚子君）処分場整備担当課長。

○処分場整備担当課長 遮水工事を行うに当たっては矢板をオーダーメイドで作る必要があります。その製作に4か月かかります。それから、冬場も船が出せないなど工事に支障があります。あと、狭い海域での工事になりまして、複数同時に工事することもなかなか難しいという状況がありまして、予算をかければできるというものではないと思っています。ある程度の上限というものがどうしてもあります。以上でございます。

○委員長（富士川厚子君）井上委員。

○委員（井上秀作君）工期の短縮はできるということですかね。

○委員長（富士川厚子君）処分場整備担当課長。

○処分場整備担当課長 若干の短縮は可能だと思いますけども、現状においてはコスト縮減に努めて、できるだけ早く完成させるということに尽きると思います。

**○委員長（富士川厚子君）** 井上委員。

**○委員（井上秀作君）** では最後、要望にしておきます。まず、ひびき灘開発との交渉、これを第一義的に頑張ってください。それから、今は、私もさっき言ったように、産廃の排出者責任というのはよく分かるんですが、北九州というのは環境先進都市で、そういったものの処理もしっかりできる町だということを一つの看板として企業誘致等図ってきたんですね。それが、今の市長さんもどちらかという企業誘致に非常に力を入れているようなところがあるんですけども、すいません、そこは自己責任でということになると、これできる町も全くなくはないと思うんですよ。そしたら、できる町に持っていかれるんじゃないかと。今、T S M Cは熊本に行っていますけど、例えば台湾のP S M Cですね。TじゃなくてPのほうね。P S M Cというファウンドリとか、今25の自治体が工場の誘致に手を挙げていると思いますが、うちも多分、手を挙げているんじゃないかと思うんですけどね。そういったところとかいろいろ考えたときに、やっぱり私は、うちはしっかりそういった産業廃棄物の受入れもできますよというような部分は非常にアドバンテージになるなと思っていますので、2次的なものですけども、民間の最終処分業者に対しての交渉、それから助成も少し考えるぐらいのことがあってもいいんじゃないかなと思いますので、1次的にはまずひびき灘開発で結構なんですけど、2次的にはそちらも少し交渉に行っていたきたいということも要望させていただきたいと思いますし、僅かな期間であっても予算措置ができれば工期が短縮できる可能性もあるということであるんだったら、そういった予算要望はしっかり財政局なり市長なりにして、そして、すいませんと。うちの設計ミスでこんなことになってしまいましたと。申し訳ないんですけど、今市長がおっしゃっているような企業誘致というのに、やっぱり私はごみのこういった処理がしっかりできる町なんだということが一つのアドバンテージになるなと思っていますので、何とか予算措置をお願いできないだろうかというようなことも含めて、予算要望も含めてやっていただきたいと。この3点を要望させていただいて、終わらせていただきます。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。出口委員。

**○委員（出口成信君）** ウクライナ侵略での高騰、また設計変更を理由にされているんですけど、市内の多くの事業者は、こういう価格高騰など、また設計変更などに耐えて事業の継続、また工期を守って工事なんかを行っているわけですから、港湾の処分場だけが工期の延期と。そういうことで事業者に多大な負担をかける、また、環境局にも負担をかけていると。そこを自覚していただきたいと。様々に協力をしていただきたいと要望します。

また、ひびき灘開発と搬入業者との価格交渉、そういった受入れ業者との価格交渉がスムーズに進むように働きかけること。そしてまた、廃棄物排出の発注元、そこと業者との間での支障が出ないように、情報提供などで丁寧な対応をしていただきたいということを私から要望して、終わります。

○委員長（富士川厚子君）ほかにございませんか。森本委員。

○委員（森本由美君）なかなか深刻な状況だなと思っております。企業が事業をやるに当たって、こういったごみとか産廃が出るということで、ひびき灘開発とはしっかり交渉していただけるということですのでけれども、もしそれで、これはやっぱり受け入れられないというものが出たときには、その後の当てとか、事業継続で、ごめんなさい、駄目でしたってわけにはいかないのです、ほかのところを丁寧に情報提供プラス受け入れてもらえるようになるまでしっかり寄り添うということは可能なんですかね。そういうふうにしてもらっていらっしゃるのか確認だけさせていただきたいと思います。

○委員長（富士川厚子君）産業廃棄物対策課長。

○産業廃棄物対策課長 今、委員から御指摘がございましたとおり、どうしてもひびき灘開発で受け入れられないというところがございましたら、新たな処分先を探していただくこととなりますけれども、産業廃棄物対策課は、市内の情報を有してございますので、あくまで排出事業者が責任を持って民民の取引として処分場を確保していただくということではございますけれども、その一助となるように、当課が持っています市内外の最終処分場の許可業者についての情報を提供させていただきたいと思ってございます。特に、各処分場における受入れ可能な廃棄物や受入れ方針、これらについて整理して、きめ細かく事業者提供していきたいと考えてございます。

また、新たな処分先を探していただくとともに、これを機会に再生利用も進めていただきたいと思ってございまして、再生利用を行えば、その分、埋立処分にかかる廃棄物が減ることになりますので、貴重な最終処分場の容量確保につながります。こういったことにつきまして、本市はもとより国、県が有する再生利用に関する技術、事例につきまして幅広く情報提供しながら、適切なアドバイスをさせていただきたいと思ってございます。また、再生利用に必要な技術開発、設備投資、これが必要になってございますので、どのようなことができるのかといったことは関係者とも協議を進めているところでございます。こうした取組を通じまして資源循環の業界の発展を支援するとともに、適正処理の推進に尽力してまいりたいと思ってございます。

○委員長（富士川厚子君）森本委員。

○委員（森本由美君）早口であれでしたけど、ちゃんとされるっていうことを言われているんだなって、すいません、なかなか理解が追いつかなかったんですけど。ちなみに、こういうふうな事態になって困るだろうなって想定されている会社ってのは何社ぐらいあるんでしょうか。そういうのも現状把握されていますでしょうか。

○委員長（富士川厚子君）施設課長。

○施設課長 来年度、令和6年度に関しては上限を5,000トンとしておりますので、今、西地区処分場に搬入している業者が全部で725社ございます。そのうちの5,000トンを超える

業者が5社でございますので、こちらについては5,000トンまでの受入れという予定でございます。以上でございます。

**○委員長（富士川厚子君）** 森本委員。

**○委員（森本由美君）** ありがとうございます。そうしましたら、その5社に対するケアっていうか、その支援ということになるわけですね。数が少ないということですけども、排出量はかなりあるということなので、先ほどの担当の方が言われたみたいにしっかりと、情報提供だけじゃなくて、大丈夫ですかとか、継続的な寄り添ったような支援をしていただければありがたいなと思います。その業者さんは、北九州はそれがあからということが多分安心して事業をされていると思うので、こういう事態になって本当にお困りだと思いますので、そこのところはしっかりと支援をしていただくように要望したいと思います。以上です。

**○委員長（富士川厚子君）** ほかにございませんか。

なければ、ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

**○副委員長（河田圭一郎君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 私も、7月26日の委員会を受けて、終わった後にいろんな業者の方から御連絡をいただきました。こういうことを、すごく困っているという意見をたくさん御連絡いただきました。今回、3か月後にまたこのような同じような報告を、ちょっとまた奥に入った報告をいただいているんですけど、さっき森本委員も言われていたけど、7月のときと全くトーンが違って説明を受けているということはどういうことかなっていうのと、前回の7月の委員会るときでは、業者にもちゃんと説明しているという感じの答弁もいただいていたような気もするんですけども、そうなってくると、そのときにもうちょっと詳しく説明しておいていただいたら私たちの認識も違っていったのになっていう部分もありますし、令和6年度から、来年の4月から変わるって、あと半年しかない事案のことを、これだけ3か月無駄な空白があって、この報告をちゃんと7月にしていただければもうちょっといろんなことが進んでいたんじゃないかなっていう、委員会の意味って何なのかなって私も思ったところでもあります。そもそも、7月のときにそこまで私もこのことがこんなに深い問題であるって意識がなかったんで、もう一度説明いただきたいんですけども、本当は令和8年度に完成して令和8年度から移行するようになっていたっていう、それが5年延びたっていう認識でいいのかということをもう一度教えてください。何でこうなったのかっていう、さっき少し説明もありましたけど、重なる部分は必要ありませんので、もう一度説明いただけたらと思います。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 施設課長。

**○施設課長** 環境局の西地区処分場の件なんですけど、こちらが平成10年から埋立てして

おりまして、当初は1年間に80万トンぐらい埋めておりました。その後、リサイクル等が進みまして、今では年間18万トンまで減っておりまして、その残量と年間の受入れ量等を随時把握しておりまして、環境としては令和8年度で西地区処分場が満杯になることから、次の東地区処分場を令和9年度から運用するという予定でございまして、切れ目なく引き継ぐ予定でございました。以上でございます。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** その切れ目なく引き継ぐ予定ができなくなったというのが現状だと思うんですけど、いつこれが分かったのかなって。5年延びるってことが運用開始の1～2年前に急に分かったのか、もっと早く分かっていたんじゃないかなと思うんですけど、そういうところは分かりますでしょうか。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 処分場整備担当課長。

**○処分場整備担当課長** 実施設計を令和4年度に行いまして、その際に、遮水工事が残り9割を占めております。それで、残事業費をはじいたところ、大幅な事業費増ということが判明いたしました。その判明した直後に環境局と港湾空港局とで協議を重ねてきていまして、約1年たつわけなんですけど、令和4年度の前半ぐらいですかね、に分かってはいたんですが、大きな問題でございまして、なかなか外部に公表できるタイミングというのが時間がかかっているというような状況でございまして。以上でございます。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 大きな問題だからこそ、市内の業者の方が混乱するということが予測できたんじゃないかなと思うんですけども、そこに対して、例えば今、1社5,000トンということでは言われていました。そのうち5,000トン以上出しているのが5社で、ここに年間出しているのが約700社って資料には書いていて、具体的に先ほどは725社ということで、少ないところは720社、多いところが5社ということなんですけど、単純に、私の計算が間違っていたらあれですけど、700社が5,000トン出したら350万トンかな、になるんじゃないかなと思うんですけど、この5,000トンて出した理由を教えてくださいのと、例えば、残りの720社が5,000トン出さないのであれば、上位5社にだけはもうちょっと大きい受入れの数字を出すということも考えられるんじゃないかなと思うんですけども、その見解を教えてください。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 施設課長。

**○施設課長** 工事の遅れで令和13年度まで今の処分場を使わないといけないということで、今後、市に処理責任がございまして一般廃棄物ですね、市内の焼却工場の焼却灰など。これはどうしても西地区処分場で処分しないと、ほかに焼却灰を持っていくところがまずないものですから、これは令和13年度まで埋め続けると。年間こちらが6万トン入りますので、残量を考えますと、産業廃棄物は、7月の委員会では4月から全量停止するという

予定で御報告させていただいたんですが、令和4年度末の残量の詳細な数字を検討しますと、来年度に限り、令和6年度に限りなんですけど、上限5,000トンにしますとトータルで6万トンの産業廃棄物が入る予定でございます。上限5,000トンなんですけど、各社さん、令和2年度から令和4年度までの搬入実績の最大値という形で制限させていただいておまして、皆さんが5,000トン入るということではないところでございます。以上でございます。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** だから、その最大値が720社は5,000トンに行かないんじゃないかなと思うんですけど、いつも多く出している5社に関しては、さっき井上委員も言われていたと思うんですけど、結構な、2～3か月でいっぱいになるみたいな感じですよ。じゃ、そこをどうするのかというのが一番大事なところじゃないのかなと思うんですけど、だから、その5社だけ数字を上げてもらえないのかって私は聞いているんですけど、そこは難しいんでしょうか。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 施設課長。

**○施設課長** 搬入量が多い業者の量を上げますと、残量が減りますので、一般廃棄物の処理に支障を来すということになります。以上でございます。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 循環社会推進部長。

**○循環社会推進部長** 5,000トンの件でございますけど、私ども現在の廃棄物処分場の残容量を推計する中で、上位5社のほかの六百数十社については平均的にも毎年1,000トンを超えていないと。委員長指摘の1,000トンと5,000トンの間の4,000トンをほかの上位5社に回してはどうかという御提案だと思いますけど、私ども推計する中で、上位5社以外のところは3年間の平均量、それは入ってくるだろうと、令和6年度は。上位、5,000トンを超えるところは5,000トンまで入れたとして、その計算で推移をしていったときに令和13年度までは何とか一般廃棄物だけでもつと。だから、5,000トンの枠があるというわけではなくて、皆、今の実情を踏まえながら、上位5社の方々には非常に御負担かけますけど、上位5社の方は5,000トンまでしか入れないというふうにしないと一般廃棄物の処理ができなくなるという状況で、今回、苦渋の決断ではございますけど、5,000トンとさせていただいたところでございます。以上でございます。

**○副委員長（河田圭一郎君）** 富士川委員。

**○委員（富士川厚子君）** 分かりました。でも、次期処分場の完成が遅れるというところの責任は市にあるんじゃないかなと思うんですけども、市に責任があるということから、たしか7月のときも業者さんのこと、吉村委員からだったと思うんですけど、これまでずっと支えていただいた産廃業者の方に迷惑にならないようにみたいな質問をされて、そうですというような答弁だったんじゃないかなと思うんですけども、そこをやっぱり市か

ら強く、新しいところにも同じような、今までと変わらないようなですね。市もウクライナの情勢で値段が上がって工事が言われてはいますが、産廃の業者さんも同じように燃料が高騰したりとか、状況はどこも一緒だと思うんですね。なんで、しっかり補填という部分はしていただきたいと思いますし、あと、すいません、1個聞き忘れたんですけど、本当は令和9年から開設していたら、今まで入れていた人はそのまま入っていたという認識でよかったんですね。新しい東の処分場を利用できたという認識でよかったのかということと、今度、令和13年から次期処分場ができたときには、またその新しいところに今まで入れた方はちゃんと受入れをしてもらえるのか、そこもお伺いしたいんですけど。

○副委員長（河田圭一郎君）施設課長。

○施設課長 次期処分場の件に関しては、価格の設定とか、また搬入の内容については、他都市の状況とか世の中の状況等を見ながら、こちらについては再度検討したいと思っております。以上でございます。

○副委員長（河田圭一郎君）富士川委員。

○委員（富士川厚子君）料金が上がるかもしれないけど、今まで産廃で出していた業者さんの受入れももう一回選別するという認識なんですか。

○副委員長（河田圭一郎君）施設課長。

○施設課長 他都市の状況を見ますと、産廃の受入れの在り方というのは我々ももう一度勉強したいと思っております、次期処分場に関しては、これから検討したいと思っております。以上でございます。

○副委員長（河田圭一郎君）富士川委員。

○委員（富士川厚子君）そしたら、またそのことに関してもいろいろ問題が出てくるんじゃないかなと思いますんで、そういう考えがあるということは、5年以上、7年前ですので、そういうことも踏まえてちゃんと業者さんに説明をしていただきたいと思います。とにかく、市の完成の遅れで会社が潰れそうになるとか業務がままならないという企業が出てくるということは間違いなことですし、市がやっていることって公共的なこと、民間と民間のことだったらそういうこともあってしょうがないのかなと思いますけど、それを期待していて、そうなるものと思って皆さん仕事をされて、急に方向転換されるということは経営的に大変な部分が大いだと思いますので、しっかりまた検討を重ねていただいて、何かしら、先ほども井上委員から補助とかいろいろ意見がございましたが、そういうことも含めて前向きに検討していただきたいなということを要望します。以上です。

○副委員長（河田圭一郎君）ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（富士川厚子君）ほかに御意見ございませんか。

なければ、本日は以上で閉会します。

---

環境水道委員会	委員長	富士川 厚子	㊟
	副委員長	河田 圭一郎	㊟